

再利用対象物保管場所設置届
兼 廃棄物保管場所等設置届
作成要領

品川区

令和5年10月発行

品川区清掃事務所

目 次

(再利用対象物保管場所設置届 兼 廃棄物保管場所等設置届の作成要領)

1. 事前協議.....	1
2. 設置届の提出時期.....	1
3. 届出の対象となる建築物.....	2
4. 設置届提出の際の必要書類.....	2
5. 提出書類の作成手順.....	3
6. 建築物竣工時の調査.....	5
7. その他	5
 別表 1 施設用途別廃棄物排出基準(事業用)	6
別表 2 住居占有面積別人員数(住宅用)	6
大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管場所等の設置基準および処理方法	7
用途別床面積内訳書(住宅用)	8
用途別床面積内訳書(事業用)	9
別表 3 (1)容器数の算定表	10
(2)保管場所面積の算定表	11
別表 4 事業系再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準.....	13
図1 保管場所の配置例	14
図2 反転コンテナボックス配置例	15
図3 容器の構造・配置例	16
記入例	17
念書	21

(再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置に関する条文)

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例(抄)	22
品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則(抄)	24
設置届	26
事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および 廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱	27
事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱	29
設置届(要綱)	32
集合住宅および事業用建築物の再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置基準	33

再利用対象物保管場所設置届 兼 廃棄物保管場所等設置届 作 成 要 領

再利用対象物保管場所設置届 兼 廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）の提出時期及び提出処理の作成は、次の要領により行ってください。

1 事前協議（来庁の際は電話にてご予約をお願いします。）

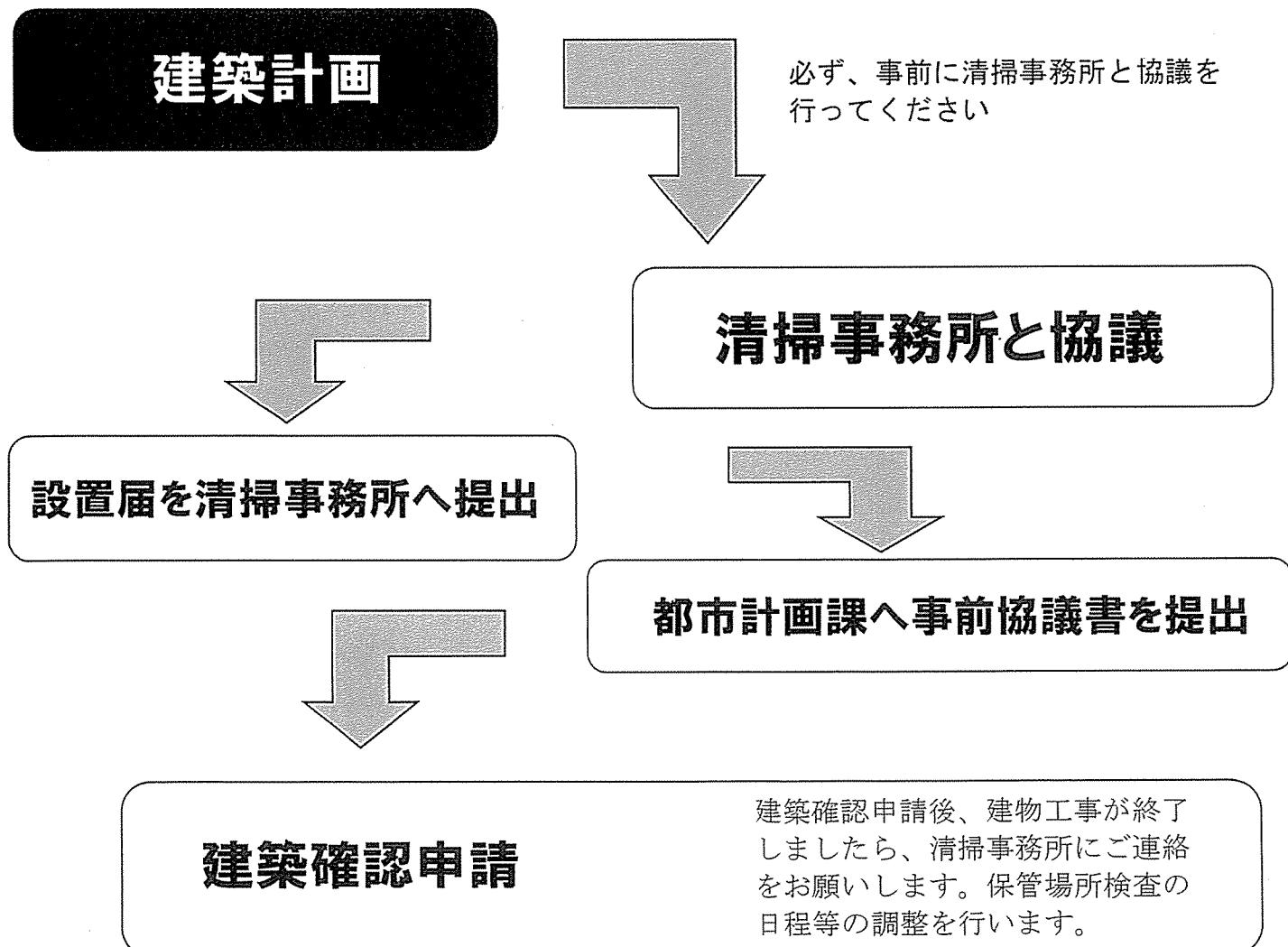
品川区清掃事務所 03-3490-7051

大規模建築物の建設にあたっては、計画段階で廃棄物保管場所等の場所・構造・設備の選定について、清掃事務所と十分に協議してください。

2 設置届の提出時期

設置届は、品川区（以下「区」という。）または東京都等の建築確認の申請を行う前に提出してください。

設置届までの流れ



3 届出の対象となる建築物

再利用対象物の保管場所および廃棄物保管場所の保管設備

(1) 条例・規則で定めるもの

ア、事業用途に供する部分の延べ床面積の合計が3,000 m²以上の事業用大規模建築物(条例20条6)

イ、延べ床面積が3,000 m²以上の大規模建築物(条例51条1)

(2) 要綱で定めるもの

ア、事業用途に供する部分の延床面積が1,000~3,000 m²未満の事業用建築物。

イ、住居数が20戸以上の集合住宅。

ウ、居室のある3階以上の集合住宅で、ワンルーム形式の住戸(店舗・事務所を除く)で、床面積30 m²

未満の住戸の数が15以上の建築物。

4 設置届提出の際の必要書類

□ (1) 再利用対象物保管場所設置届 兼 廃棄物保管場所設置届「正・副2部」

(2) 共通図面等

□ ア、建築物の用途別床面積内訳書 (P 8・P 9) 2部

□ イ、保管場所面積の算定 2部

(1) 容器数の算定表 (P 10)

(2) 保管場所面積の算定表 (P 11)

□ ウ、建築物の設計概要(用途・規模・階数・建築面積・延べ床面積等)がわかるもの 2部

□ エ、建築物の案内図(地図の写しで可)および配置図 2部

□ オ、建築物の各階平面図 2部

□ カ、念書 (P 21) 2部

(3) 再利用対象物保管場所

□ ア、保管場所の配置図(各階平面図で確認できれば省略可) 2部

□ イ、保管場所の平面図・立面図・断面図(縮尺50分の1) 2部

□ ウ、保管場所の仕様および面積断面図 2部

□ エ、その他、保管場所設置に関して必要と認める図面 2部

(4) 廃棄物保管場所等

□ ア、保管場所の配置図(各階平面図で確認できれば省略可) 2部

□ イ、保管場所の平面図・立体図・断面図(縮尺50分の1) 2部

□ ウ、保管場所の仕様および面積断面図 2部

□ エ、その他、保管場所設置に関して必要と認める図面 2部

5 提出書類の作成手順

(1) 建築物から発生する再利用対象物および廃棄物の量を算定してください。

別表1の施設用途別廃棄物排出基準(P6)、別表2の住居占有面積人員数(P6)により、事業系(事業所・店舗等)と家庭系に区別してください。ただし過去のデータがある場合は清掃事務所と別途協議してください。

(2) 廃棄物等の保管場所等の基となる建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書(住宅用P8・事業用P9)により、占有部分と共有部分(廊下、階段、エレベーター等)に区別し、用途ごとの床面積を明確にしてください。

(3) 容器数の算定

算定した再利用対象物および廃棄物の量を「燃やすごみ(可燃ごみ)」、「陶器・ガラス・金属ごみ(不燃ごみ)」、「資源」ごとに、次の割合で区分してください。

保管場所面積の算定(P10)

- ア 家庭系廃棄物の区分割合は、「燃やすごみ 72.1%」、「陶器・ガラス・金属ごみ 3.6%」「古紙 12.6%・びん 5.4%・缶 1.8%」「プラスチック製容器包装 2.7%・ペットボトル 1.8%」としてください。また、生ごみ粉碎処理器(ディスポーザー)を設置した場合でも燃やすごみの割合は変わりません。
- イ 事業系廃棄物の区分割合は、「可燃ごみ 75%・不燃ごみ 25%」としてください。
ただし、過去のデータがある場合は清掃事務所と別途協議してください。
事業用建築物の再利用対象物保管面積は、再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準(P13)により算出してください。
- ウ 事業系の可燃ごみは体積を重量に換算するときは、1 m³=190kgとしてください。

(4) 廃棄物の収集方法・収集間隔

- ア 家庭系ごみは、区の収集、事業系(事業所・店舗等)ごみは自己処理または一般(産業)廃棄物許可業者(以下、許可業者)の収集となります。
- イ 収集間隔は区で収集する場合は、「燃やすごみ週2回」、「陶器・ガラス・金属ごみ月2回」、「資源は週1回」、また「粗大ごみは申し込み制」です。
- ウ 許可業者が収集する場合は、契約により収集間隔(回数)を決めてください。

(5) 再利用対象物および廃棄物保管場所設置等の設置基準

家庭のびん・缶については、区から貸与する折りたたみコンテナを使用してください。

プラスチック製容器包装・ペットボトルは、原則区から貸与するネット袋を使用してください。

- ア ポリ容器の場合は原則として丸形または角形60%のポリ容器を使用してください。
- イ 反転コンテナボックス(以下、「反転コンテナ」という。)傾倒装置使用の場合は、容量を0.7 m³してください。
- ウ その他の方法による場合は、廃棄物の排出量および保管日数に応じて、廃棄物が十分収納できるものとしてください。

- (6) 再利用対象物および廃棄物保管設備の必要数、面積を決める。
- ア 容器・反転コンテナの場合は、(P10)の容器数の算定、保管場所面積の算定により、必要個数および面積を決めてください。
- ※陶器・ガラス・金属ごみは容器での算定、排出になります。(P7)
- イ その他の方法による場合は、清掃事務所と協議してください。
- ウ 面積については有効面積とする。
- (7) 保管場所設備の構造
- ア 保管場所の位置、構造は、図1(P14)、図2(P15)の保管場所、容器、反転コンテナの配置例を参考にしてください。
- イ 保管場所の設計については、集合住宅および事業用建築物の再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置基準(P22~P37)に基づき、利用者の利便性、収集作業の安全や効率を考慮してください。主な設置基準は次のとおりです。
- ① 再利用対象物および事業用建築物の種類、排出量および保管日数(収集間隔)に応じて、廃棄物が十分に収納・保管できること。
 - ② 建築物1棟につき1か所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物等を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
 - ③ 家庭用廃棄物および事業系廃棄物が、別々に保管できること。
 - ④ 再利用対象物や廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積み込み等、作業に必要な面積を確保すること。
 - ⑤ 運搬車の通行に支障のない幅員および高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
 - ⑥ 容器を保管設備とし、保管場所に運搬車が横付けする場合のとびら幅を、0.9m以上、天井の高さ2.0m以上とすることとし、運搬車の重さ「小型7tまたは大型10t」程度に耐えられる路面の強度と埋設物が破損しないような敷地構造とすること。
 - ⑦ 容器および自動貯留排出機以外を保管設備とし、運搬車が横付けする場所の出入り口は、とびらの幅2.0m以上、天井の高さ2.0m以上とすることとし、運搬車の重さ「小型7tまたは大型10t」程度に耐えられる路面の強度と埋設物が破損しないような敷地構造とすること。
 - ⑧ 運搬車が敷地および建物内部に進入する場所の通路は、幅3.5m以上(運搬車が旋回する箇所は運搬車が旋回できる幅とする)、高さ3.0m以上とし、排気ガス対策を講じること。運搬車の重さ「小型7tまたは大型10t」程度に耐えられる路面の強度と埋設物が破損しないような敷地構造とすること。
 - ⑨ 床の通路と接続する部分は、水平で通路と同一平面であること。通路幅は0.9mとする。
 - ⑩ 耐久性があり、換気および採光に配慮した構造とすること。
 - ⑪ 廃棄物の飛散および臭気の流出を防ぐため、囲いおよび扉を設けること。また屋外に設置する場合は雨水の侵入を防ぐため、屋根等を設け密閉式にすること。
 - ⑫ 廃棄物保管場所は常に清潔に保持するため、水道栓等の洗浄設備および排水溝等の排水設備を設置すること。
 - ⑬ 保管場所はそれぞれの廃棄物が混在しないよう廃棄物等の種類を表示し、「壁・棚・仕切り」等により区別すること。
 - ⑭ 棚を設置する場合は2段とし、高さは床から棚の上限が80~100cmまでとする。

(8) 粗大ごみ保管場所の確保

- ア 最低 3 m²以上を確保してください。ただし、通路との併用はできません。
(15 戸から 19 戸については最低 2 m²以上を確保してください。)
- イ 建築物 1 棟につき 1 か所以上設置してください。

6 建築物竣工時の調査

保管場所の設置状況を調査しますので、建築物(保管場所)完成後は必ず清掃事務所に連絡してください。

7 その他

- ① 大規模建築物の所有者(以下「所有者」という。)は、保管場所およびその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行ってください。
- ② 所有者は、大規模建築物の利用形態の変更により、保管場所の基準に適合しなくなった時は、速やかに当該基準に適合させる処置を講じてください。
- ③ 所有者は、条例および事業用建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱に基づき、延べ床面積が 1,000 m²以上の場合は廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」および「再利用計画書」を提出してください。

別表1

施設用途別廃棄物排出基準(事業用)

施設の用途	1日当りの排出基準
住宅	0.80kg/人
事務所	0.04kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03kg/m ²
店舗(飲食店)	0.20kg/m ²
店舗(物品販売) デパート・スーパー	0.08kg/m ²
ホテル	0.06kg/m ²
学校	0.03kg/m ²
病院・診療所	0.08kg/m ²
駐車場	0.005kg/m ²
倉庫	0.03kg/m ²
工場	0.03kg/m ²
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客

別表2

住居占有面積別人員数(住宅用)

住居占有面積	人員数
~30m ² 以下	1.0人
~40m ²	2.0人
~50m ²	2.5人
~60m ²	3.0人
~60m ² 超	4.0人

大規模建築物の用途別、規模別、廃棄物保管場所設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類				処理方法			
			容器	自動貯留排出機	反転コンテナ	車両搭載式コンテナ	資源用コンテナ	粗大ごみ保管場所	区	自己処理
区が 収集・運搬を 行う場合	住宅 100 戸 未満	燃やすごみ	○		△					
		陶器・ガラス・ 金属ごみ	○					○		
		資源					○			
	住宅 100 戸 以上	燃やすごみ	○	○	△					
		陶器・ガラス・ 金属ごみ	○					○		
		資源					○			
区が 収集・運搬を行 わない場合	排出日量 1000 kg 未満	一般廃棄物	○	○	○	○	○			※一廃
		産業廃棄物	○	○	○	○	○			※産廃
	排出日量 1000 kg 以上	一般廃棄物	○		○		○			※一廃
		産業廃棄物	○				○			※産廃

※ △については、清掃事務所と十分に協議してください。

※ 一廃：一般廃棄物処理業者

※ 産業：産業廃棄物処理業者

用途別床面積内訳書（住宅用）

階	延床面積	住居占有面積	人員	戸数	総人員	共用部分等面積
合計						

用途別床面積内訳書（事業用）

階	延床面積	施設の用途	床面積	戸数	総床面積	共用部分等面積
合計						

別表3 保管場所面積の算定

(1) 容器数の算定表

用途	廃棄物 (人員または床面積)	基準要素×排出基準×燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、資源ごみ、資源の割合 ×収集間隔÷容器容量=A個					最低必要個数 ボリ容器 コンテナ等	予備率の加算 (2.0%)	必要個数 ボリ容器 コンテナ等
住宅 資源 容器	燃やすごみ	人 × 0.8 kg × 0.721 × 3 日 ÷ 6.5 kg =	①				①×1.2=		
	陶器・ガラス・ 金属ごみ	人 × 0.8 kg × 0.036 × 14 日 ÷ 12 kg =	②				②×1.2=		
	古紙	人 × 0.8 kg × 0.126 × 6 日 ÷ 5.7 kg =	③				③×1.2=		
	びん	人 × 0.8 kg × 0.054 × 6 日 ÷ 16 kg =	④				④×1.2=		
	缶	人 × 0.8 kg × 0.018 × 6 日 ÷ 2.5 kg =	⑤				⑤×1.2=		
	容器	人 × 0.8 kg × 0.027 × 6 日 ÷ 4.5 kg =	⑥				⑥×1.2=		
	PET	人 × 0.8 kg × 0.018 × 6 日 ÷ 6 kg =	⑦				⑦×1.2=		
	その他	人員50人につきコンテナ1個を付加する。(人員÷50=最低必要個数)							
	可燃	m ² × kg × 0.75 × 日 ÷ 15 kg =	⑧				⑧×1.2=		
	不燃	m ² × kg × 0.25 × 日 ÷ 15 kg =	⑨				⑨×1.2=		
資源 容器	可燃	m ² × kg × 0.75 × 日 ÷ 15 kg =	⑩				⑩×1.2=		
	不燃	m ² × kg × 0.25 × 日 ÷ 15 kg =	⑪				⑪×1.2=		
	可燃	m ² × kg × 0.75 × 日 ÷ 15 kg =	⑫				⑫×1.2=		
	不燃	m ² × kg × 0.25 × 日 ÷ 15 kg =	⑬				⑬×1.2=		
	可燃	m ² × kg × 0.75 × 日 ÷ 15 kg =	⑭				⑭×1.2=		
	不燃	m ² × kg × 0.25 × 日 ÷ 15 kg =	⑮				⑮×1.2=		
	可燃	m ² × kg × 0.75 × 日 ÷ 15 kg =							
	不燃	m ² × kg × 0.25 × 日 ÷ 15 kg =							
									必要個数合計

(2) 保管場所面積の算定表

		(60L丸型容器)					
容器保管場所 必 要 面 積		1. ポリ容器	容器の直径または縦 0.6 m × 容器の直徑または横 0.6 m × 容器数	個	÷	段数	2 = 0.00 m ²
2. 古紙面積	古紙の底面積	0.06 m ² × コンテナ等容器数	個	÷	段数	3 = 0.00 m ²	
3. コンテナ容器	容器の面積	0.2 m ² × 容器数	個	÷	段数	4 = 0.00 m ²	
4. プラスチック製 容器包装	袋の面積	0.9 m ² × 袋数	個	÷	段数	3 = 0.00 m ²	
	容器の直径または縦 0.6 m × 容器の直徑または横 0.6 m × 容器数						
5. ペットボトル	袋の面積	0.9 m ² × 袋数	個	÷	段数	3 = 0.00 m ²	
	容器の直径または縦 0.6 m × 容器の直徑または横 0.6 m × 容器数						
6. 小計(1+2+3+4+5)	0.00 m ²	7. 作業上必要面積	m ²	8. 洗浄排水設備等	m ²		
基準値	ごみ・資源(6+7+8)	0.00 m ²	←事業系の場合、再利用対象物の面積を加算する。	粗大ごみ	3.00 m ²		

【算定上の注意】

- 1.個数の算定は、用途別に算出する。(家庭系と事業系を区別する。事業系の用途が複数の場合は、用途ごとに算出し必要個数を合算する。)
- 2.基準要素は住宅の場合は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
- 3.収集間隔は実態により記入する。(区分の収集の場合は、燃やすごみ3日、陶器・ガラス・金属ごみ14日、資源6日とする)
- 4.容器1個あたりの容量(ポリ容器60L・袋200L)は原則として、燃やすごみ6.5kg・陶器・ガラス・金属ごみ12kg・古紙5.7kg
びん16kg・缶2.5kgプラスチック容器包装(袋4.5kg、ポリ容器1.1kg)・ペットボトル(袋6kg、ポリ容器1.5kg)とする。また、反転コンテナ(0.7m³)は70kgとする。
- 5.Aは、小数点第2位四捨五入する。その数値を最低必要個数に置く。
- 6.予備率は20%とする。
- 7.最低必要個数に、予備率を掛けて必要個数を求める。小数点以下は切り上げる。
- 8.段数は、積み重ねて保管する場合、ポリ容器は2段(ただし、棚を設置すること P⑯参照)古紙・プラスチック製容器包装(袋)・ペットボトル(袋)は3段、びん・缶は4段を上限とする。
- 9.事業系再利用対象物(資源)の面積は、「事業系再利用対象物の保管場所の面積計算表」のとおりとする。
- 10.必要面積算出の際には、コンテナは4の倍数に切り上げて算定すること。

(2) 保管場所面積の算定表

(60L角型容器)

容器保管場所 必要面積	(2) 容器		(60L角型容器)	
	1. ポリ容器	容器の直径または縦 古紙の底面積	0.55m × 容器の直径または横 0.06m × コンテナ等容器数	0.35m × 容器数 個 ÷ 段数 2 = 0.00 m ²
2. 古紙面積	容器の面積	古紙の底面積	0.06m × コンテナ等容器数	個 ÷ 段数 3 = 0.00 m ²
3. コンテナ容器	容器の面積	0.2m × 容器数	個 ÷ 段数 4 = 0.00 m ²	
4. プラスチック製 容器包装	袋の面積	0.9m × 袋数	個 ÷ 段数 3 = 0.00 m ²	
	容器の直径または縦 袋の面積	0.55m × 容器の直径または横 0.9m × 袋数	0.35m × 容器数 個 ÷ 段数 2 = 0.00 m ²	
5. ペットボトル	容器の直径または縦 容器の直径または縦	0.55m × 容器の直径または横 0.55m × 容器の直径または横	0.35m × 容器数 個 ÷ 段数 3 = 0.00 m ²	
6. 小計(1+2+3+4+5)	0.00 m ²	7. 作業上必要面積	0.35m × 容器数 個 ÷ 段数 2 = 0.00 m ²	
基準値	ごみ・資源(6+7+8) 0.00 m ²	←事業系の場合、再利用対象物の面積を加算する。	m ² 8. 洗浄排水設備等	粗大ごみ 3.00 m ²

【算定上の注意】

- 1.個数の算定は、用途別に算出する。(家庭系と事業系を区別する。事業系の用途が複数の場合は、用途ごとに算出し必要個数を合算する。)
- 2.基準要素は住宅の場合は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
- 3.収集間隔は実態により記入する。(区の収集の場合は、燃やすごみ3日、陶器・ガラス・金属ごみ14日、資源6日とする)
- 4.容器1個あたりの容量(ポリ容器60L、資源用コンテナ容器50L、袋200g)は原則として、燃やすごみ6.5kg・陶器・ガラス・金属ごみ12kg・古紙5.7kg
びん16kg・缶2.5kgプラスチック容器包装(袋4.5kg、ポリ容器1.1kg)・ペットボトル(袋6kg、ポリ容器1.5kg)とする。また、反転コンテナ(0.7m³)は70kgとする。
- 5.AIは、小数点第2位四捨五入する。その数値を最低必要個数に置く。
- 6.予備率は20%とする。
- 7.最低必要個数に、予備率を掛けて必要個数を求める。小数点以下は切り上げる。
- 8.段数は、積み重ねて保管する場合、ポリ容器は2段(ただし、棚を設置すること P15参照)古紙・プラスチック製容器包装(袋)・ペットボトル(袋)は3段、びん・缶は4段を上限とする。
- 9.事業系再利用対象物(資源)の面積は、「事業系再利用対象物の保管場所の面積計算表」とおりとする。
- 10.必要面積算出の際に容器を重ねる場合は、必要個数:ポリ容器は偶数に切り上げ:古紙、プラスチック容器包装(袋)、ペットボトル(袋)は3の倍数に切り上げ、コンテナは4の倍数に切り上げて算定すること。

別表4 事業系再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

用 途	用途別対象 延べ床面積	〈II〉 延べ床面積に応じた最低必要面積の計算式			1棟に占める 用途別の割合 (A)(B)(C)/(D)	最低必要面積 (II) × (III)
		(D)が 1,000m ² 以上 3,000未満	(D)が 3,000m ² 以上 10,000未満	(D)が 10,000m ² ～50,000m ² 未満		
事務所 飲食店 学校・病院・診療所 小計(A)	0.00m ²	2m ² 以上	4m ² 以上	$4m^2 + \frac{((D)-10,000m^2)}{10,000m^2} \times 3$ =	$16m^2 + \frac{((D)-50,000m^2)}{10,000m^2} \times 2$ =	$(D)が50,000m2～100,000m2未満100,000m2以上$ $(D)が26m2以上$
店舗 ホテル 小計(B)	0.00m ²	2m ² 以上	4m ² 以上	$4m^2 + \frac{((D)-10,000m^2)}{10,000m^2} \times 4$ =	$4m^2 + \frac{((D)-10,000m^2)}{10,000m^2} \times 4$ =	$40m^2以上$ $40m^2以上$
文化・ 娯楽施設等 小計(C)	0.00m ²	2m ² 以上	3m ² 以上	$3m^2 + \frac{((D)-10,000m^2)}{10,000m^2} \times 2$ =	$11m^2 + \frac{((D)-50,000m^2)}{10,000m^2} \times 1$ =	$16m^2以上$ $16m^2以上$
合計(D)	0.00m ²					0.00% 0.00m ²

【算定上の注意】

- 対象延べ床面積には共有部分を含まないでください。
- 1万m²未満と10万m²以上の建築物については、用途面積の一一番多いところの必要な面積となります。
- 1万m²以上の建築物における最低必要面積は4m²以上となります。4m²未満となった場合でも4m²以上確保してください。
- 1万m²以上で用途が単一な建築物の場合は、次の手順で計算してください。
 (1)該当する用途の対象床面積を〈I〉欄に記入し、その数値を合計(D)にも記入してください。
 (2)（1）の数値を〈II〉欄の用途と面積が該当する計算式の(D)に記入し計算してください。（小数点第3位四捨五入）
 (3)（2）の数値を小数点第2位を四捨五入した〈IV〉欄に記入してください。この数値が保管場所最低必要面積となります。
- 1万m²以上で用途が複合する建築物の場合は、次の手順で計算してください。
 (1)各用途別対象延べ床面積を〈I〉欄に記入し、合計した数値を(D)に記入してください。
 (2)（1）の数値を〈II〉欄の各用途と面積が該当する計算式の(D)に記入し計算してください。（小数点第3位四捨五入）
 (3)〈I〉の各用途別面積(A)(B)(C)と合計面積(D)を〈III〉欄の(A)から(D)に当てはめてください。
 これが1棟に占める用途別の割合となります。
- 各用途別に（2）の数値に（3）の割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入して〈IV〉欄に記入し合計してください。

図1 保管場所の配置例

道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業できる位置に配置し、収集日に歩道上（歩道上スペースも含む）に持ち出すことのないようにすること。
なお、持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。
また、小型7トンまたは大型10トン程度に耐えられる路面の強度と埋設物が破損しない敷地構造とする。

具体的には、下図の2つの例を参考にしてください。

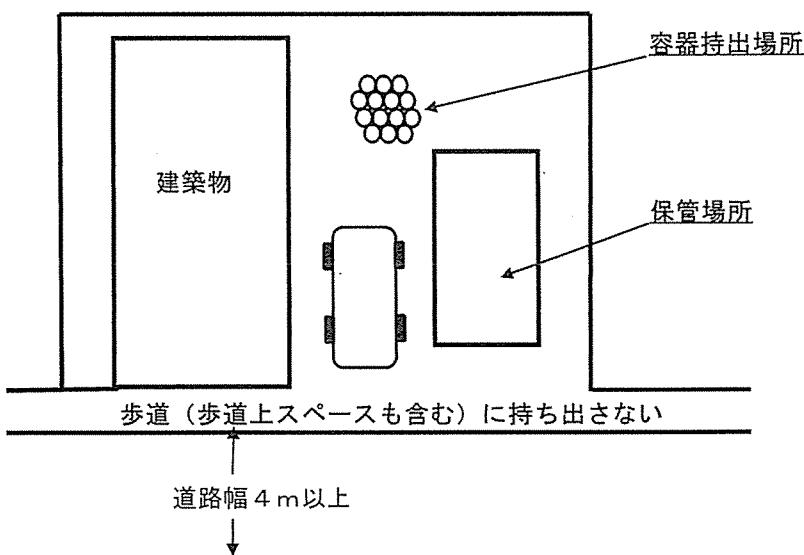
A図・・・・・ 道路に面し、収集車が進入できる最良の例（50戸以上の

容器数の多い場合は、この例が望ましい）のひとつ。

B図・・・・・ A図がどうしても確保できない場合。

◎利点 収集作業を行う際に近隣に迷惑をかけない。

(A図)



(B図)

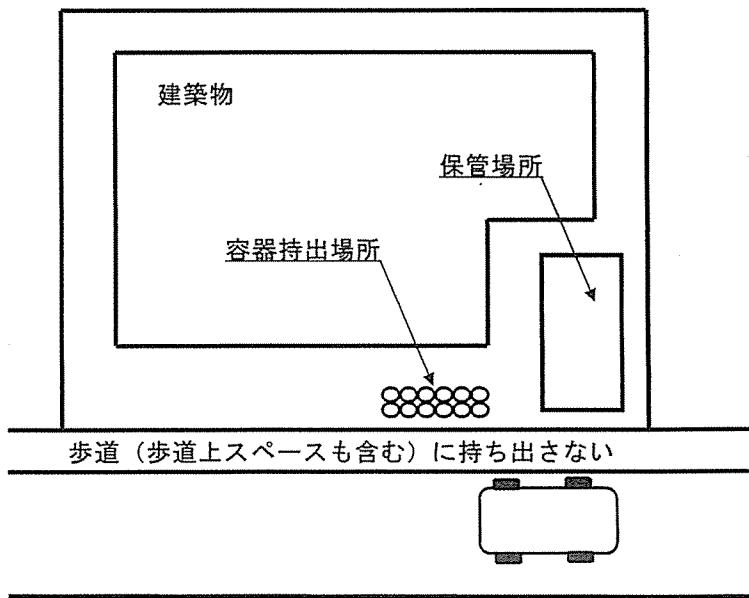


図2 反転コンテナ配置例

- 反転コンテナ8台および資源用コンテナ4個を設置する場合持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。
- 持ち出し場所のスペースを敷地内に設けること。
- 保管場所内に排水設備を設けること。

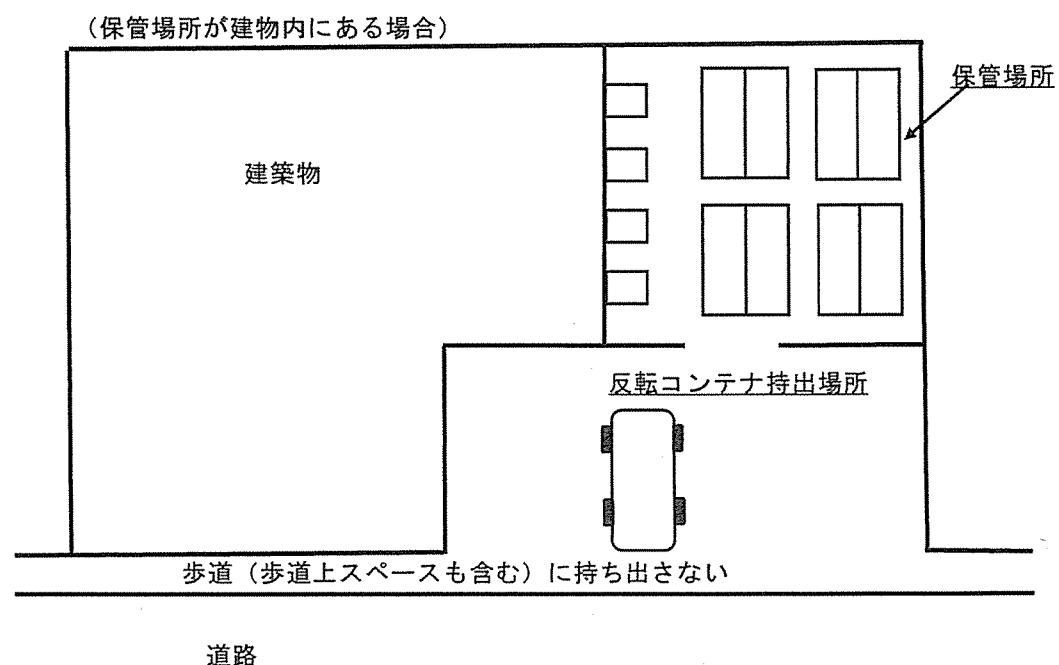
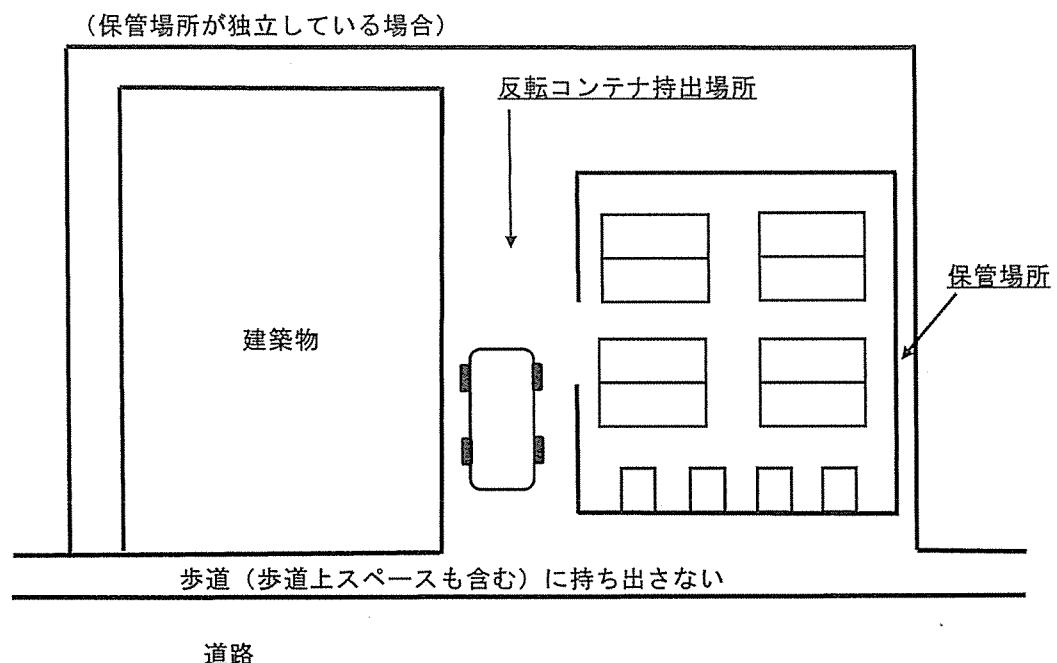


図3 容器の構造・配置例

ポリ容器等の規格に注意して、次のように配置をしてください。

丸型ポリ容器 (60㍑) 直径 60センチ

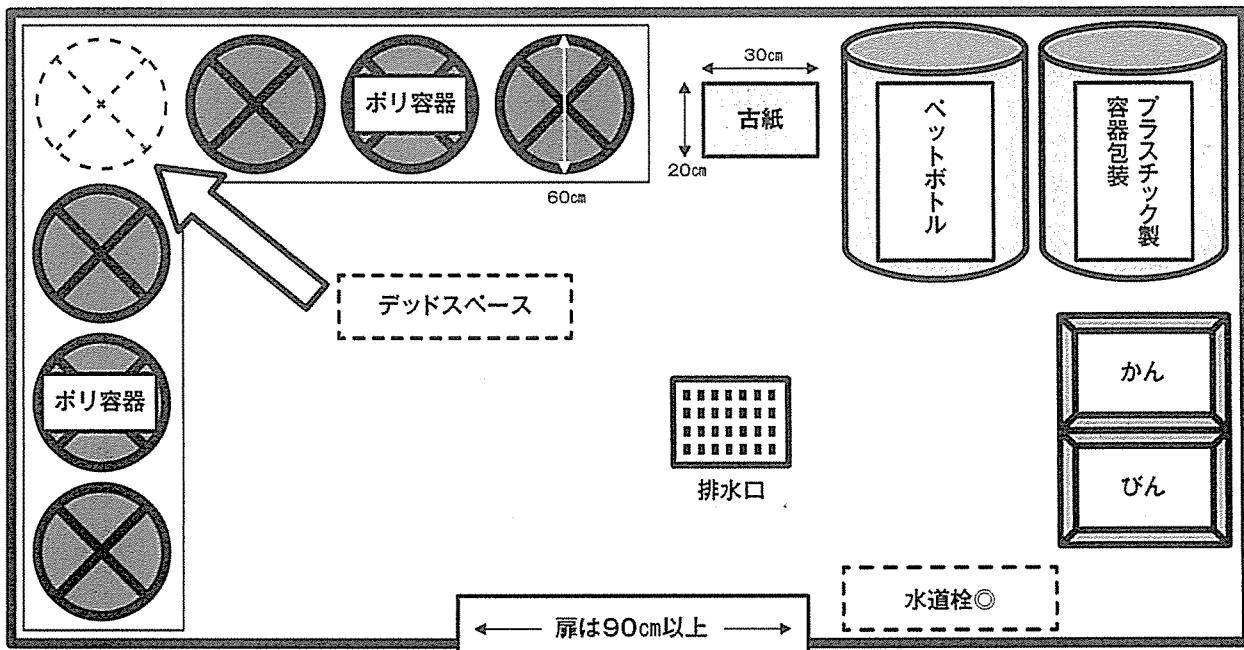
角型ポリ容器 (60㍑) 35センチ × 55センチ × 60センチ
(一辺) × (一辺) × (高さ)

資源用 (びん・かん) コンテナ (区貸与 50㍑) ... 53センチ × 36.5センチ × 32.1センチ
(一辺) × (一辺) × (高さ)

プラスチック製容器包装 (区貸与ネット袋) ... 90センチ × 100センチ

ペットボトル (区貸与ネット袋) 90センチ × 100センチ

※容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記のサイズと異なる場合はカタログを添付してください。

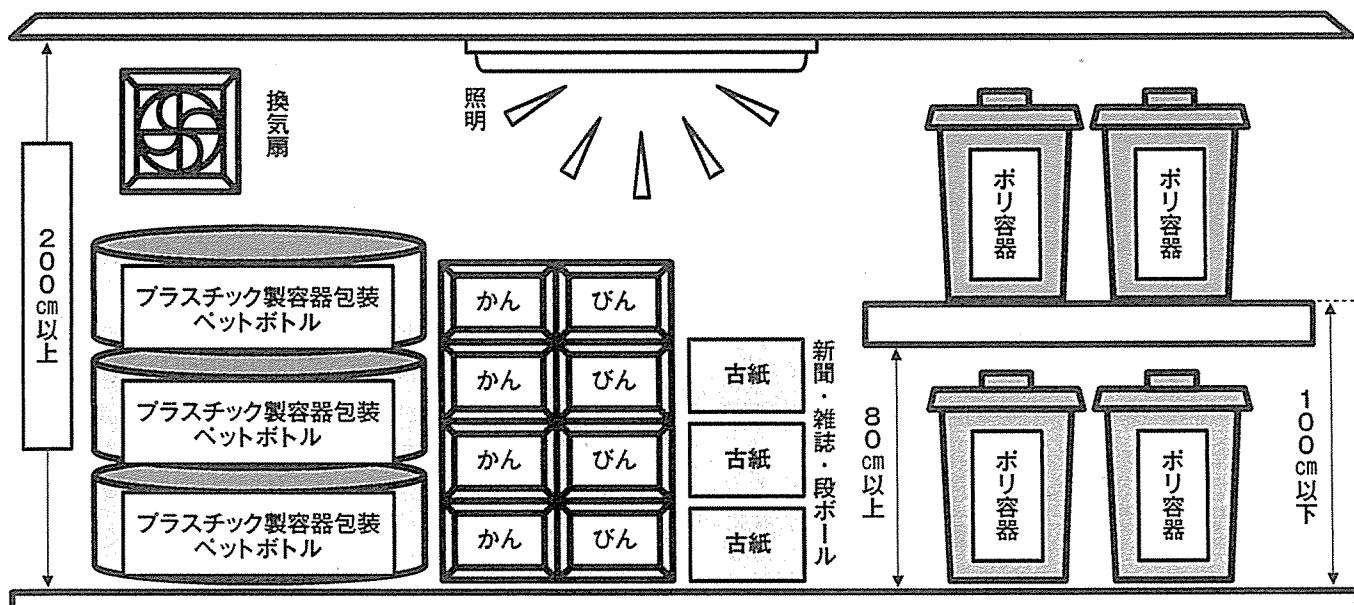


注意点

ポリ容器の2段構造（棚設置）の場合、棚の高さの上限は80～100cmまでとしてください。

天井の高さは、2m以上は確保してください。保管場所には屋根は必ず設置してください。

換気扇（□）を設置してください。



各階の床面積を記入

用途別床面積内訳書（住宅用）記入例

階	延床面積 m ²	住居占有面積 m ²	人員(人)	戸数(戸)	総人員	共有部分等面積 m ²
B 1 階	11.37	0.00	—	0 戸	0 人	11.37
1 階	45.245	22.10 (88.40)	1.0	4 戸	4 人	364.05
2 階	39.8.5	22.10 (265.20)	1.0	12 戸	12.0 人	50.26
		41.52 (83.04)	2.5	2 戸	5.0 人	← 人員×戸数
3・7 階	199.2.5	22.10 (1326.00)	1.0	60 戸	60. 0 人	251.30
		41.52 (415.20)	2.5	10 戸	25.0 人	
8 階	39.8.5	22.10 (44.20)	1.0	2 戸	2.0 人	90.38
		28.07	1.0	1 戸	1.0 人	
		タイプの合計面積 (107.46)	2.0	3 戸	6.0 人	
		39.41	2.0	1 戸	2.0 人	
		42.63	2.5	1 戸	2.5 人	
		46.35	2.5	1 戸	2.5 人	
9 階	39.8.5	45.00 (270.00)	2.5	6 戸	15.0 人	128.50
合計	3651.82 m ²	2755.96 m ²	—	103 戸	137.0 人	895.86 m ²

合計人数を別表3へ

用途別床面積内訳書（事業用）記入例

階	延床面積 m ²	施設の用途	床面積 m ²	戸数(戸)	総床面積 m ²	共有部分等面積 m ²
1 階	151.43	店舗(物品販売) ▲各用途ごとに記入	124.56		294.40	142.97
1 階	415.70	店舗(物品販売) →倉庫	26.87			
2 階	353.45	事務所	129.38		737.97	322.27
3 階	480.64	店舗(物品販売) 店舗(飲食店)	42.58		739.52	386.07
3 階	469.10	倉庫	5.24			
4 階	471.55	ホテル	480.64		743.05	262.41
5 階	471.55	ホテル	469.10		704.14	235.04
6 階	471.55	ホテル	471.55		704.14	232.59
7 階	471.55	ホテル	471.55		704.14	232.59
8 階	471.55	ホテル	471.55		704.14	232.59
合計	3284.97 m ²		3284.97 m ²		5331.50 m ²	2046.53 m ²

念　　書

私は、次の建築物の廃棄物保管場所等に関する事項について、下記のとおり遵守することを約束します。

所 在 地:

建築物名称:

- 1 当建築物から排出されるごみ、資源(容器・ネット・反転コンテナ等)を収集日に管理者(保安員)が責任をもって廃棄物保管場所から一時持ち出し場所(敷地内)に持ち出し、収集後速やかに管理者(保安員)が容器・ネット・反転コンテナ等を廃棄物保管場所に収納いたします。また一時持ち出し場所は歩道(歩道上スペースを含む)を使用しません。
- 2 廃棄物保管場所、一時持ち出し場所および容器等は常に洗浄し、清潔を保つようにします。
- 3 ごみ容器の取り扱い、および一時持ち出し場所の管理については、区の収集業務の円滑な遂行に支障がないようにするとともに、近隣住民から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決に努めます。
- 4 ごみは所定の方法で分別し、適正な排出に努めます。
- 5 ごみは排出量の変化に伴い、ごみ容器等の個数に不足が生じた場合は、保管場所等の改善を行います。
- 6 ①事業系廃棄物について、区に収集を依頼する場合は品川区の「事業系有料シール」を適性に貼付し、一時持ち出し場所へ家庭ごみと分けて排出します。
②事業系廃棄物について、廃棄物収集運搬許可業者に委託します。なお、家庭ごみがある場合は事業系廃棄物と分けて排出します。
- 7 資源・ごみの収集の際、自動貯留排出機・シャッター等、機械操作を伴うものについては、建物の管理者(保安員)等が機械操作を行い、収集の安全を確保します。
- 8 建築物を譲渡した場合は念書を引き継ぎ、または管理を委託した場合は上記の項目について遵守させます。

年　月　日

品川区長あて

建築主 住所

氏名

印

※ 6について、住居専用の建築物の記入は必要ありません。その他については①または②該当する方を記入してください。なお、②の該当で家庭ごみがない場合「なお、家庭ごみが...」の記入は必要ありません

再利用対象物保管場所および廃棄物保管場所等の設置に関する条文

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（抄）

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第20条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用の促進等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量および適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物または当該事業用大規模建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物または当該事業用大規模建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等に対する改善勧告）

第21条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときまたは事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者または当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

（改善勧告に従わない場合の公表）

第22条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者または事業用大規模建築物の建設者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第23条 区長は、事業用大規模建築物の所有者または事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第21条の勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集もしくは運搬を拒否し、または区長の指定する処理施設への事業系一般廃棄物の搬入を禁止することができる。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第42条 事業者は、その建築物または敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置し、自ら排出する事業系一般廃棄物を当該保管場所に集めなければならない。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第51条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、当該建築物または当該建築物の敷地内に再利用の対象となる物および廃棄物の保管場所および保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
- 4 第1項に規定する建築物の占有者は、当該建築物から排出される再利用の対象となる物および廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

(罰則)

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(4) 第51条第3項の規定による命令に違反した者

第74条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金または科料に処する。

(1) 第51条第1項の規定による届出をしなかった者

第75条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑または科料刑を科する。

品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則（抄）

（事業用大規模建築物）

第5条 条例第20条第1項の事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物とする。

（事業用大規模建築物における再利用対象物の保管場所の設置基準）

第8条 条例第20条第4項および第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、およびその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める面積、容量等を満たすこと。
- (3) 再利用対象物が飛散し、および雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置の届出）

第9条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（第3号様式）により、当該届出に係る建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項または第6条の2第1項の規定による建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等に対する改善勧告）

第10条 条例第21条の勧告は、その勧告の理由および内容を記載した書面により行うものとする。

（改善勧告に従わない場合の公表）

第11条 条例第22条第1項の規定による公表は、条例第21条の勧告に従わない事業用大規模建築物の所有者または事業用大規模建築物の建設者の氏名、当該事業用大規模建築物の名称および所在地、公表の理由その他必要な事項を区役所掲示板に掲示して行うものとする。

（収集拒否等）

第12条 条例第23条の規定による収集等の拒否または搬入の禁止は、その処分の理由および内容を記載した書面により行うものとする。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置基準)

第22条 条例第42条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、およびその悪臭が発散し、ならびに雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息することおよび蚊、はえその他の害虫が発生するこがないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するための換気、採光、排水等の措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、または進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区から収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器または保管施設を設置すること。この場合において、当該保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積込みが容易な構造でなければならない。
- (8) 保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(大規模建築物の再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置)

第31条 条例第51条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積3,000平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第51条第1項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、当該届出に係る建築物の建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の規定による建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

3 条例第51条第2項の規則で定める基準は、第22条の規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 再利用対象物および廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める面積、容量等を満たすこと。
- (2) 保管設備は、容易に腐食し、または破損しない材質のものとし、再利用対象物および廃棄物の搬入および運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。

年　月　日

**再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届**

品川区長 あて

建築主 住所
氏名

印　　電話（　　）

品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第20条第6項、第51条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

1. 建築物の概要

設計者	住所 氏名	電話（　　）	
工事施工者	住所 氏名	電話（　　）	
建築物の所在地			
建築物の名称			
建築物の用途			
敷地面積	m^2		
延べ床面積	m^2	(内訳) 住宅用 m^2 事業用 m^2	
構造	造、地上	階、地下 階	
予定期日	工事着手 年　月　日	工事完成 年　月　日	使用開始 年　月　日

2. 再利用対象物保管場所（条例第20条第6項関係）

保管場所	地上・地下	階、	か所、	m^2
------	-------	----	-----	-------

3. 廃棄物保管場所等（条例第51条第1項関係）

保管場所	地上・地下	階、	か所、	m^2
保管設備	種別	、容量	、設置数	
粗大ごみ保管場所	地上・地下	階、	か所、	m^2
清掃車通行道路	公・私道 m	洗浄排水設備	洗浄 か所、排水 か所	

事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の 保管場所の設置に関する指導要綱

制定 平成18年 3月31日 部長決定 要綱第 82号
改正 平成19年12月10日 区長決定 要綱第143号

(目的)

第1条 この要綱は、事業用建築物の建築主および集合住宅の建築主に対し、再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置を指導するために必要な事項を定めることにより、資源の効率的な再利用および廃棄物の適正排出を促し、もって生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で対象とする建築物は次に掲げるものとする。

- (1) 事業用途に供する部分の延べ床面積が 1,000 m²以上 3,000 m²未満の事業用建築物
- (2) 住戸数が 20 戸以上の集合住宅
- (3) 居室のある階数が 3 階以上の集合住宅で、主として一つの居室からなる住居形式でその床面積が 30 平方メートル未満の住戸(店舗、事務所を除く)の数が 15 戸以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の 3 分の 1 以上の建築物

(対象建築物の単位の基準)

第3条 この要綱で規定する再利用対象物および廃棄物等の保管場所は、建築物の棟を単位として設置するものとする。ただし、同一敷地内において廃棄物の保管が一体として行われる場合においては、建築物が複数であっても一棟とみなすことができる。

(建築主の責務)

第4条 建築主は、第2条に規定する建築物を建築しようとするときは、あらかじめ区長に申し出て、当該建築物への再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置について協議を行うとともに、再利用対象物保管場所兼廃棄物等保管場所設置届(様式1)を提出するものとする。

2 建築主は、前項に規定する設置届の提出後、当該建築物に関する権利を他人に譲渡した場合は、当該設置届の内容および区との合意事項をその者に継承させなければならない。

(設置基準)

第5条 建築主は、第2条に規定する建築物を建築しようとするときは、別途区長が定める基準により再利用対象物および廃棄物等の保管場所を、当該建築物内またはその敷地内に設置しなければならない。

- 2 再利用対象物および廃棄物等の保管場所はそれぞれ区別して設置しなければならない。
- 3 保管場所の構造は、屋根付きで、換気、採光に十分配慮し、常に清潔に保ち、廃棄物等の飛散や悪臭、排水等により当該建築物および周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう配慮したものでなければならない。

(完了報告)

第6条 建築主は、第2条に規定する建築物が竣工したときは、区長に報告しなければならない。

(勧告)

第7条 区長は、第4条第1項に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行うよう勧告するものとする。

- 2 区長は、必要があると認める場合は、建築主に対し、設置計画内容の実施状況および合意した事項の履行状況について報告を求めることができる。この場合において、建築主が区との合意事項を履行していないときは、区長は、その合意事項を遵守するよう勧告するものとする。

付則

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

付則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

事業用大規模建築物における廃棄物の減量および適正処理に関する指導要綱

制定 平成18年 3月31日部長決定 要綱第 80 号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（以下「条例」という。）ならびに品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、区内に存在する事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量および適正処理を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で対象とする建築物は、建築物の事業用途に供する部分の床面積が、3,000 m²以上のものとする。

(対象建築物の延床面積の算定基準)

第3条 規則第5条に規定する「事業用途に供する部分の床面積」とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

2 鉄道の駅の床面積を算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第4条 この要綱で規定する建築物は、次の各号に掲げるものを除き棟を単位とする。

- (1) 学校、病院および工場等、同一敷地内において、廃棄物の処理および保管が一体として行われる複数の建築物を一棟の建築物とみなすことができる。
- (2) 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理および保管が一体として行われる場合は、当該区域内にある複数の建築物を一棟の建築物とみなすことができる。
- (3) 事業用途に供する床面積の合計が3,000 m²以上の一棟の建築物であっても、所有関係または利用形態等により一体的な取り扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物と見なすことができる。この場合その所有または管理にかかる床面積が3,000 m²に満たない場合でも、それぞれこの要綱の対象となる建築物とみなす。

(対象建築物の所有者の範囲)

第5条 条例で規定する所有者とは、建築物に対し民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者または区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 建築物の全部を賃借その他の事由により事実上占有して使用している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

(所有者の責務)

第6条 所有者は、再利用対象物保管場所を設置するとともに、常に保管場所およびその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこととする。この場合において、所有者は必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこととする。

- 2 所有者は、再利用対象物の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じることとする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第7条 廃棄物管理責任者の選任数は、第4条の「建築物の単位の基準」に基づき、各単位ごとに1名とする。

- 2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量および適正処理の推進についての職務権限を有し、第8条に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

(廃棄物管理責任者の役割)

第8条 廃棄物管理責任者は、次の事項を行うとともに、所有者および占有者に対し、廃棄物の減量および適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物・廃棄物の発生量および処理状況の日常的な実態の把握に関すること。
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進に関すること。
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用・資源化の推進に関すること。
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制、再利用・資源化のための指導に関すること。
- (5) 品川区および所有者との連絡調整に関すること。

(廃棄物管理責任者講習会の受講の義務)

第9条 所有者は、次に定める廃棄物管理責任者に必要な知識を付与させるため、別に定める講習会を受講させるものとする。

- (1) 新たに廃棄物管理責任者に選任された者のうち、その選任された日から1年以内の者。

(2) 廃棄物管理責任者であって、講習会を受けたことがない者。

(修了証の交付)

第 10 条 区長は廃棄物管理責任者講習会受講修了者には、修了証（第 1 号様式）を交付する。

(助言および指導の実施)

第 11 条 区長は、所有者から廃棄物管理責任者選任届および再利用計画書の提出があったときは、記載内容を審査し、必要な助言と指導を行うことができる。

2 区長は、廃棄物の減量および適正処理を促進するため、必要に応じ、対象建築物に立入り、所有者または廃棄物責任者にたいして助言および指導を行うことができる。

(再利用対象物保管場所設置基準)

第 12 条 規則第 8 条第 2 項に規定する設置基準は、「集合住宅および事業用再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置基準」による。

(改善勧告及び改善報告)

第 13 条 規則第 11 条に規定する改善勧告により行うものとする。

2 前項の改善勧告にかかる指摘事項を改善した所有者または事業用建築物の建設者は、書面によりその旨の報告しなければならない。

(公表の通知)

第 14 条 条例第 22 条第 1 項に規定する公表に係る通知は、公表通知書により行うこととする。

(公表すべき者の意見陳述および証拠掲示の機会の付与)

第 15 条 意見陳述および証拠の提示は、口頭または書面により行うこととする。

2 口頭による意見陳述を受ける職員は、その者の権利の行使を不当に損なうことのないよう対応に心がけなければならない。

3 口頭による意見の陳述を受ける職員は、その意見内容を的確に記録し、適切な管理に努めなければならない。

(収集拒否等の通知)

第 16 条 条例第 23 条に規定する収集拒否等の通知は、収集拒否通知書により行うこととする。

(施行)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

年 月 日

再 利 用 対 象 物 保 管 場 所 兼
廃 棄 物 保 管 場 所 等 設 置 届

品川区長 あて

建築主 住所
氏名 電話 ()

品川区事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置に関する指導要綱第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名	電話 ()	
工 事 施 工 者	住所 氏名	電話 ()	
建築物の所在地			
建築物の名称			
建築物の用途			
敷 地 面 積	m ²		
延 ベ 床 面 積	(内訳) 住 宅 用 m ²	事 業 用 m ²	
構 造	造、地上	階、地下	
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2. 再利用対象物保管場所

保 管 場 所	地上・地下	階、	か所、	m ²
---------	-------	----	-----	----------------

3. 廃棄物保管場所等

保 管 場 所	地上・地下	階、	か所、	m ²
保 管 設 備	種別	、容量	、設置数	
粗大ごみ保管場所	地上・地下	階、	か所、	m ²
清掃車通行道路	公・私道 m	洗浄排水設備	洗浄 か所、排水 か所	

集合住宅および事業用建築物の再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置基準

平成 12 年 9 月 22 日 区長決定
平成 16 年 6 月 21 日 部長決定
平成 20 年 4 月 1 日 部長決定
平成 22 年 2 月 25 日 部長決定
平成 23 年 4 月 1 日 所長決定
平成 24 年 2 月 13 日 所長決定

1. 目的

この基準は、「品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則」（以下「規則」という。）第8条、第22条、第31条第3項および「集合住宅および事業用建築物における再利用対象物および廃棄物の保管場所等の設置に関する指導要綱」第5条第1項に基づき、集合住宅および事業用建築物の再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

- (1) 再利用対象物保管場所とは、再利用の対象となる物を保管する場所をいう。
- (2) 廃棄物保管場所とは廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所をいう。
- (3) 粗大ごみ保管場所とは粗大ごみを保管する場所をいう。
- (4) 燃やすごみとは集合住宅から排出される可燃性廃棄物（区が指定するもの）、陶器・ガラス・金属ごみとは集合住宅から排出される不燃性廃棄物（区が指定するもの）をいう。
- (5) 可燃ごみとは事業用建築物から排出される可燃性廃棄物、不燃ごみとは事業用建築物から排出される不燃性廃棄物をいう。

3. 再利用対象物および廃棄物保管場所等の設置基準

(1) 設置の基準

- ① 再利用対象物および廃棄物の種類、排出量および収集日までの保管日数等に応じて、それぞれ十分に収納できるものであること。
- ② 再利用対象物および廃棄物の搬入、保管場所への投入および選別、もしくは運搬車への積込みおよび清掃もしくは点検等に必要な作業場所を確保すること。
- ③ 住戸を併せ持つ建築物の場合は、事業用と家庭用が別々に保管できること。
- ④ 出入口付近に歩行者等の安全確保のため、表示が必要な時はこれを設置すること。
- ⑤ 運搬車の通行に支障のない幅員および高さを有する水平な通路に接続する場所に設置し、作業の安全性および効率性に十分配慮すること。
- ⑥ 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を運搬する場合は、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所にそれぞれ設置すること。
- ⑦ 所有者は、利用形態の変更や破損等により保管場所が当該基準に適合しないこととなった時は、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。

(2) 構造の基準

- ① 保管場所は耐久性を考慮した構造とすること。
- ② 汚水または排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンク

リート張り等にするとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道または下水処理施設へ流入する構造とすること。

- ③ 換気および採光ができる構造とすること。
- ④ 保管場所には、再利用対象物の種類および廃棄物の種類および使用上の注意を表示するとともに、それぞれが混在しないように壁、棚、仕切り等により区分すること。
- ⑤ 出入口の幅および高さは以下のとおりとする。
 - ア 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、とびらの幅を 0.9m以上、天井の高さを 2.0m以上とすること。運搬車の重さ小型 7 トンまたは大型 10 トン程度に耐えられる敷地構造とする。
 - イ 容器および自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合はとびらの幅を 2.0m以上、天井の高さを 2.0m以上とすること。運搬車の重さ小型 7 トンまたは大型 10 トン程度に耐えられる敷地構造とする。
 - ウ 運搬車が内部に進入する場合は、通路の幅を 3.5m以上（運搬車が旋回する箇所は運搬車が旋回できる幅とすること）、高さを 3.0m以上とすること。運搬車の重さ小型 7 トンまたは大型 10 トン程度に耐えられる敷地構造とする。

(3) 附帯設備の基準

- ① 廃棄物等の飛散、および臭気の流出を防ぐため、囲いおよび扉等をつけるとともに屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさしおよび屋根等をつけ密閉式にすること。
- ② 廃棄物保管場所においては、清潔に保つため、水道栓等の洗浄設備および排水口等の排水設備を設置すること。
- ③ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫（腐敗や臭気を防ぐための冷蔵庫）を設置すること。
- ④ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- ⑤ 棚を設置する場合は 2 段とし、高さは床から棚の上限が 80～100 cmまでとすること。

4. 保管設備に関する基準

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

- ① 再利用対象物の場合
 - ア びん・缶についてはコンテナ（おおむね 50 リットル程度のもの）等を使用し、プラスチック製容器包装・ペットボトルはネット袋（おおむね 90cm×100 cm以下のもの）または容器（次号アで定める基準と同様のもの）を使用すること。
- ② 廃棄物の場合
 - ア 容器の場合
 - a 規則第 17 条第 1 項に規定する基準に適合するもの。
 - b 容量は、なるべく 60 リットル以下とすること。
 - イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合
 - a 容量は 0.7 m³とすること。
 - b 大きさは次のとおりとすること。

本体	横幅	1,360 ±10 mm
	奥行き	590 ±10 mm
	高さ	890 ±10 mm
傾倒軸	長さ	1,574 ±10 mm
	高さ	685 ±10 mm

- c 材質は、FRPまたはこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとすること。
 - d 折り畳み式の蓋を付けること。
 - e 底部に、ストッパー付旋回車輪4個および栓付の排水口を取り付けること。
 - f 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。
- ウ 自動貯留排出機の場合
- a 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。
 - b 容量は、廃棄物の排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できることであること。
 - c 構造は、密閉式とし、臭気および汚水の流出を防止し、騒音および振動を低減する装置がなされていること。
 - d 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調節機能を有すること。
 - e 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散または落下等がないこと。
 - f 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

①再利用対象物の場合

(1) ①の規定を準用する。

②廃棄物の場合

ア 容器の場合

(1) ②アの規定を準用する。

イ 反転コンテナの場合

(1) ②イの規定を準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合

(1) ②ウの規定を準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

a 容量は、廃棄物の排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できることであること。

b 運搬車に適合する仕様であること。

c 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の場合

a 容量は、廃棄物の排出量および保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できることであること。

b 取り扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

5. 再利用対象物および廃棄物保管設備の選定基準

(1) 原則として、以下のとおりとする。

- ① 区の収集運搬業務の提供を受ける場合
 - ア 住宅が 100 戸未満の場合
 - 原則として、容器で排出すること。
 - イ 住宅が 100 戸以上の場合
 - 原則として、容器または自動貯留排出機とすること。やむを得ない場合は、反転コンテナでも可能とする。
 - ② 区の収集運搬業務の提供を受けない場合
 - ア 廃棄物等の排出量が 1 日に 1,000 kg 未満の場合
 - 4 (2) に定める設備とする。
 - イ 廃棄物等の排出量が 1 日に 1,000 kg 以上の場合
 - 容器または反転コンテナ以外の設備とする。
- (2) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合で、反転コンテナを設置するときおよび区の収集運搬業務の提供を受けない場合で、容器、反転コンテナ、自動貯留排出機または車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に区と十分協議すること。

6. 再利用対象物および廃棄物（粗大ごみを除く）の排出量の算定基準
- (1) 廃棄物（粗大ごみを除く）および再利用対象物の排出量は、原則として、別表 1 の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、そのデータを用いて算定するものとする。
 - (2) 住宅部分の人員数は、原則として、別表 2 の基準を用いて算出するものとする。
 - (3) 廃棄物および再利用対象物の排出割合は次のとおりとする。
 - ア 集合住宅の場合は、燃やすごみ 0.721、陶器・ガラス・金属ごみ 0.036、古紙 0.126、びん 0.054、缶 0.018、プラスチック製容器包装 0.027、ペットボトル 0.018 とする。
 - イ 事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の了承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、可燃ごみ 0.75 不燃ごみ 0.25 とする。
 - (4) 廃棄物および再利用対象物の重量を容積または容器等必要数に換算する場合の基準は、次のとおりとする。
 - ア 燃やすごみ
 - 1 m³あたり 100kg、60 リットル容器 1 個あたり 6.5 kg、または反転コンテナ 1 個あたり 70 kg
 - イ 陶器・ガラス・金属ごみ
 - 60 リットル容器 1 個あたり 12kg
 - ウ 古紙
 - 1 束 30cm あたり 5.7 kg
 - エ びん
 - 50 リットルコンテナ 1 個あたり 16kg
 - オ 缶
 - 50 リットルコンテナ 1 個あたり 2.5 kg
 - カ プラスチック製容器包装
 - ネット袋 (90cm×100 cm) 1 枚あたり 4.5kg、または 60 リットル容器 1 個あたり 1.1kg
 - キ ペットボトル

ネット袋(90cm×100cm) 1枚あたり 6 kg、または60リットル容器1個あたり 1.5kg
ク 可燃ごみおよび不燃ごみ

1 m³あたり 190 kg、または60リットル容器1個あたり 15 kg

(5) 容器等必要数の算定においては20%の予備率を加算する。

(6) びんおよび缶におけるコンテナ必要数の算定については、予備率の他に50人につきコンテナ1個を加えるものとする。

(7) 集合住宅における廃棄物保管場所等の面積は、原則として、別表3の基準を用いて算出するものとする。

(8) 事業系建築物における廃棄物保管場所等の面積は、原則として、別表3の基準を用いて算出した面積(廃棄物保管場所)に、別表4の基準を用いて算出した面積(再利用対象物保管場所)を加算して算出するものとする。

7. 粗大ごみ保管場所設置基準

① 粗大ごみの保管場所の最低必要面積は3m²(住戸の数が20戸未満の場合は2m²)とする。

② 建築物1棟につき、1か所設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物をとりまとめる場合は、この限りではない。

③ 通路と共用でないこと。

8. 適用日

この基準は、平成12年11月1日から適用する。

この基準は、平成16年7月1日から適用する。

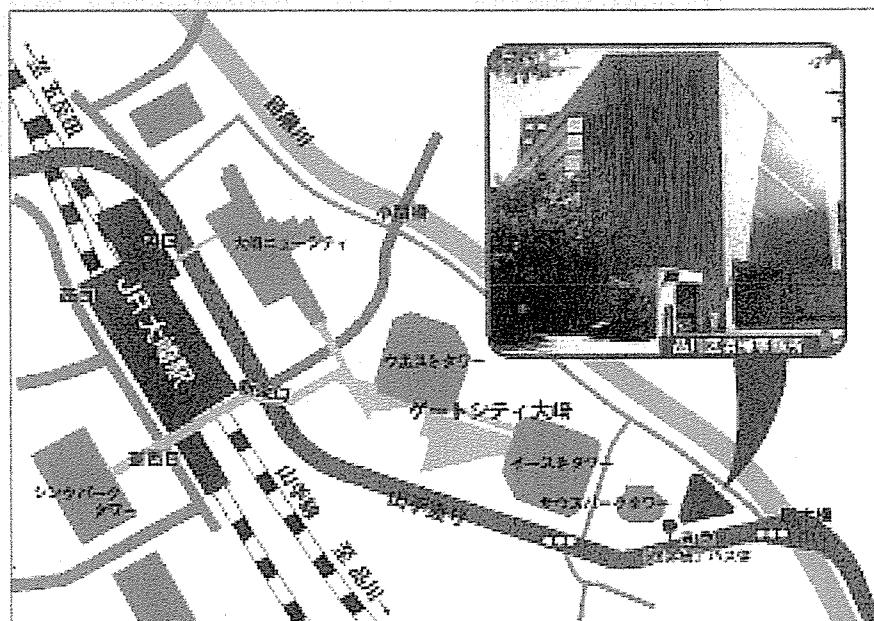
この基準は、平成20年4月1日から適用する。

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

この基準は、平成24年2月13日から適用する。

品川区清掃事務所 品川庁舎



〒141-0032 品川区大崎 1-14-1
☎3490-7051 Fax3490-7041

[交通] JR 山手線大崎駅下車徒步 8 分
東急バス居木橋バス停下車徒步 1 分

[窓口受付時間] 午前 8 時～午後 4 時